

大規模事業評価調書

【資料2】

事業名・場所	(仮称)中之島西部地域小・中一貫校舎整備事業 大阪市北区中之島6丁目														
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 (連絡先 06-6208-9092)														
事業目的	<p>【事業目的】 中之島エリア及びその周辺校の過大規模化の速やかな解消と学校適正規模での運営を可能とするため、<u>中之島エリアに小中一体型校舎を設置</u>し、児童・生徒（以下、児童等）の教育環境の確保を図るものである。</p> <p>【経過】</p> <p>○中之島エリア通学区域の状況 本市では<u>住所地による通学区域</u>を設定し、それに基づき通学する学校が指定されている。左記以外に学校の統廃合などの場合に、一部の地域に住む児童等については、原則は通学区域の学校を指定校とするが、他の学校を「調整校」と定め、<u>申請（希望）</u>により、調整校に行くことも可能とする「調整区域」が特例的に設けられている。中之島エリアである「北区中之島3～6丁目」は、「<u>【北区】扇町小学校（天満中学校）</u>」が通学区域となるが、過去の統廃合の経過等から調整区域とされており、「<u>【北区】西天満小学校（天満中学校）</u>」及び「<u>【西区】西船場小学校（花乃井中学</u>校）」への通学も可能となっている。なお、平成27年度に学校選択制が導入されたことにより、通学区域外の学校を希望する場合は、受入可能な範囲において、区内の通学区域外の学校への就学が認められている。ただし、各区によって選択できる範囲等の事情が異なるため、区外の学校を選択することはできない制度となっている。 令和元年度5月時点において、中之島エリアの調整区域に在住する児童の98%は西船場小学校へ就学している。</p> <p>○児童数の状況 近年、人口の都心回帰により、北区・中央区・西区などの市内中心部において、児童が急増している。平成26年度の児童数と比較した際、大阪市全体の増減率が+0.9%であるのに対し、<u>北区が+21.5%</u>、<u>中央区が+32.3%</u>、<u>西区が+29.6%</u>と、中心部の人口増加は明らかであり、これらの地域において、小・中学校の教室不足に伴う受け入れに必要な対策が急務となっている。</p> <p>○急増地域の状況と課題 急増する地域の学校においては、児童等の受け入れに必要な教室等に不足が生じるとともに「過大規模化」や「施設狭隘」といった教育環境上の課題が生じている。本市では、「大阪市学校適正配置審議会答申」において、<u>学校の適正規模を「12学級から24学級」</u>としており、これに基づいて学校の適正配置の取り組みが進められている。また、文部科学省では「公立小・中学校の適正規模等に関する手引」等において、<u>31学級以上の学校を「過大規模校」</u>としており、<u>特別教室等の利用にあたって授業の割当てや調整が難しくなる場合があるなどの課題</u>を示すとともに、速やかな解消を促している。 なお、「施設狭隘」とは児童等の受け入れに必要な教室等の不足や運動場面積が不足することである。</p> <p>○これまでの対応経過（従来推計による分析） この間、校区内に在住している0歳～5歳の就学前児童数を基本に、<u>0歳が就学する6年先まで推計し、教室不足数等の対応を図ってきた（従来推計）</u>。従来推計により教室不足が見込まれる場合の対応策として、不足が一時的と見込まれる場合は、<u>会議室等を暫定的に普通教室として転用することで対応するとともに、転用を行ったとしてもなお不足が見込まれる場合については、運動場等への「校舎増築工事」を実施してきた</u>ところである。 しかしながら、北区の扇町小学校や西区の西船場小学校については、上記推計において児童数の増加が見込まれたため、当面の間の入学者の受け入れ対策として、教室改造工事及び増築工事により対応することとしたが、現在の中心区の児童急増状況からみると、6年後以降も児童数は増加する見込みとなっていることから、<u>中長期的な児童数の推移を踏まえて過大規模化の解消に向けた効果的な対応策を検討する必要がある</u>という結論に至った。</p> <p>○急増地域における抜本的な対策について 上記のような状況のなか、平成29年度より児童が急増している地域において、児童等の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため、2017（平成29）年5月に、市長をトップに、教育長や教育委員、現職校長といった教育の専門家及び区長、関係市長部局も参画した、「<u>市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム</u>」（以下、「<u>急増PT</u>」）を立ち上げ、全庁的に検討を行い、個々の状況に応じた抜本的な対策を検討してきた。 検討方法として、児童等が急増している市内中心部では、今後も大規模集合住宅等の開発余地が見込まれるため、短期的な対策ではなく、中長期的な児童数の推移を踏まえた対応策の検討が必要であると判断し、<u>6年間ではなく、2040年までの20年間の中長期的な児童数の推計を作成</u>し、過大規模化が懸念される学校における個々の対応方針を検討した。 上記の結果、なかでも扇町小学校及び西船場小学校と西船場小学校の進学先である花乃井中学校について、児童数の増加により過大規模化等による教室不足が見込まれることから、市長から過大規模化の速やかな解消と学校適正規模での運営を可能とするため、両小学校の調整校区である<u>中之島エリアに小中一貫校舎を設置する方針が示された</u>。</p> <p>○小学校及び中学校を整備するまでの課題 今回中之島エリアに建設を想定している学校規模27学級（小学校各3学級=18学級・中学校各3学級=9学級）と同学級規模の小・中学校における建築面積及び学校設置基準に基づく必要運動場面積の合計は約16,500m²であり、小学校及び中学校を別校舎で整備するためにはこの面積の確保が必要である。しかしながら、中之島地域において、学校用地として確保可能な面積は約12,000m²（第2グラウンドを含む）であり、約16,500m²を大幅に下回ることから、小学校及び中学校を別校舎で整備するには広さが十分ではなく、限られた面積を有効活用した校舎建設が必要である。 よって、特別教室等の一部施設が共有できる小中一体型校舎の建設が最適である。</p>	<p>【上位計画等における位置付け】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名等</th> <th>策定年度</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		計画名等	策定年度	位置付け									
計画名等	策定年度	位置付け													
事業目的	<p>【上位計画等における位置付け】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名等</th> <th>策定年度</th> <th>位置付け</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		計画名等	策定年度	位置付け										
計画名等	策定年度	位置付け													
事業の概要	<p> </p>														

【特別職による意思決定事項等】			
	会議名等	決定年月日	内容
	市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議	平成30年3月29日	中之島エリアへの小中一体型校舎を整備する方向性について確認
	市長意思決定プロセスシート	平成30年9月27日	土地交換により中之島6丁目に校舎を設置すること等の事業計画について意思決定済み
事業内容	児童急増対策として、中之島6丁目に小中一体型校舎等整備工事を行う		
事業実施体制	設置・運営主体：大阪市教育委員会		
事業規模	<p>【事業規模】 総学級数：27学級（小学校各3学級＝18学級・中学校各3学級＝9学級） ただし、当初整備計画では全市募集1クラス含む18学級で整備し、今後の児童等数の増加に合わせて、順次ピロティを普通教室へ改造する計画とすることで施設の有効活用を図る。</p> <p>敷地面積：約6,200m² 建築面積：約2,600m² 延床面積：約17,000m² 整備内容：鉄筋コンクリート造、運動場（地上・屋上）、体育館、プール、ピロティ、普通教室、特別教室、職員室、給食室、エレベータほか</p> <p>【事業費等】 [全体事業費] 6,149百万円 (事業費内訳) ・設計費等 351百万円 ・工事費 5,798百万円</p> <p>(財源内訳) 国 費 1,264百万円 起 債 3,785百万円 一般財源 1,100百万円</p> <p>[維持管理費] 33百万円／年</p> <p>【関連事業の内容等】 ・土地交換に係る交換差金 14百万円（令和元年6月支出済み）</p>		
事業スケジュール	令和元（2019）年度・・・基本設計 令和2（2020）年度・・・実施設計 令和3（2021）年度・・・入札（WTO案件）、（市会の議決を経て）工事請負契約締結 令和4（2022）年度・・・校舎建設工事① 令和5（2023）年度・・・校舎建設工事② 年度末竣工予定		
(1) 事業の必要性	<p>○他の急増対策の検討状況</p> <p>扇町小学校及び西船場小学校とその進学先である花乃井中学校について、中長期的な児童数推計から教室不足や過大規模化等が見込まれており、その急増対策として、扇町小学校の調整校区であり、今後の開発により児童数の増加が見込まれる中之島エリアに速やかに小中一体型校舎を整備し、教育環境の確保を図る必要がある。</p> <p>他の急増対策として、<u>校舎増築</u>及び<u>通学区域の調整</u>が挙げられるが、現校地での校舎増築については、扇町小及び西船場小とともに、31学級以上の過大規模化が見込まれること及び施設狭隘のため、これ以上の増築は不可である。また、通学区域の調整については、今後急増が見込まれる中之島エリアの周辺の学校においても、児童急増により、過大規模化（堀江小や日吉小）や、教室不足に伴う校舎増築（本田小、福島小、下福島小）等の受け入れに必要な対策を行っており、他の周辺校も児童急増に伴って、これ以上の受け入れは困難。また、通学区域の調整や変更には多大な時間を要することから、時間的にも困難。周辺の中学校においても同様の状況である。</p> <p>このため、急増が見込まれる中之島エリアでの新たな学校の建設が必要となっている。</p> <p>なお、今後併せて、周辺の急増校の状況を踏まえて、新校周辺校の急増校から優先的に募集を行うなど、周辺一帯の教育環境の改善を図るスキームを検討していく。</p>		
(2) 事業効果の妥当性	<p>今回の中之島エリアへの小中一体型校舎の設置により、中之島地域が調整校区となっている各校の過大規模化・施設狭隘化といった教育上の課題が改善されることとなる。さらに、各学年1クラスを上限として全市募集を行うこととするが、急増PTで確認された方向性に従い、周辺の収容困難校からの児童等を優先的に受け入れができるよう、今後、全市募集枠の特例措置等、制度運用の方法について検討することとする。</p>		

	<p>○施設規模の妥当性 中之島6丁目の敷地面積については、約6, 200m²と非常に狭隘なことから、小中一体型校舎整備を行うこととしており、かつ可能な限り校舎を高層化とともに体育馆やプールも校舎内に整備することで、敷地内にできるだけ広い運動場を確保するなど教育環境を考慮した計画となるよう検討している。また教室数等の規模についても他の小中一体型校舎と同様の施設整備基準を基本として整備を行うこととしている。<u>小中一体型で整備することにより、小中学校の教室等共有が可能となるため、小学校及び中学校を別校舎で整備する際と比較し必要な教室数を削減することができるから、限られた敷地内での校舎整備が可能となる。(例えは、小学校には家庭科室、中学校には調理室の整備が必要であるが、小中一体型校舎整備により、家庭科室及び調理室の共有使用が可能となる。)</u> なお、教室数については、本市整備基準に基づき教室等整備を行うこととしており、本市標準校舎による諸室等計画を基本として整備する予定である。<u>運動場については、学校設置基準に基づく必要面積を確保するため、現状想定している屋外運動場等の面積を考慮してもなお不足する分については、屋内運動場を整備するなど、今後の様々な工夫により必要面積を確保することとしている。</u></p> <p>○事業費の妥当性 施設一体整備により、仮に小学校及び中学校をそれぞれ単独で整備した場合の規模と比較し、特別教室等の共有により建設規模を抑制することができるため、コストメリットがあるといえる。また、整備単価についても、全国の同構造の教育施設の平均単価と比較すると、おおよそ同程度といえることから、妥当である。 工事費については、今後の設計により、精査する予定である。</p>
(4) 事業の継続性	<p>中長期的な児童数推計では、中之島エリアにおいて、今後、新線整備等などに伴って、大規模な住宅開発等が見込まれており、これにより中之島エリアについて今後人口が増加し、児童生徒数も増加することが見込まれていることや、調整校区となる各校においても当面の間、児童等の増加により教室不足や過大規模化が見込まれていることから、小中一体型校舎の建設については、現状において、事業継続性が認められる。 なお、将来において、<u>人口減少等により児童等が減少した場合等においては、校舎の一部を他施設等へ転用や貸し出しが可能となるような設計上の工夫等についてもあわせて検討していくこととする。</u> (設計時点において、学校内における施設動線の切り分けなどを想定)</p>
(5) 安全・環境への影響と対策	<p>[安全] 新設校として、あらたに中之島エリア内で児童等が通学することとなるため、区役所や地域とも連携・協力のもと、安全な通学経路（通学路）の設定等について、今後、十分に調整を図っていく。また工事期間中においても、関係法令を踏まえて、安全対策に万全を期する</p> <p>[環境] 校舎の照明については、全てLED照明とすることで自然環境に配慮していく。また周辺環境への配慮として、中之島エリアのまちづくりや景観との調和を図るため、運動場の一部については、人工芝化を検討していく</p>
(6) PPP/PFI手法等、事業の整備・運営手法の検討状況	<p>現状の小中学校整備に係る設計については、学校運営上必要となる教室規模等を踏まえた設計図書を大阪市が作成しており、現行それを組み合わせることにより設計している（標準設計）。 標準設計は、学習指導要領に基づいた教育環境を実践するため、文科省の通達等に基づき、必要に応じて見直しを行っている。</p> <p><各工程での課題></p> <p>○設計・建設 本事業をBT0方式によるPFI手法を採用した場合、設計・建設・維持管理までを一括発注することによるコスト削減効果の可能性はあるものの、学校整備に係る標準設計を基に行っているため、PFI事業者の創意工夫によるメリットは限定的である。</p> <p>○運営 公立小学校の設置・管理は「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により市町村等の教育委員会が行うこととなっているため、運営部分についてはPFI事業者の業務とすることができない。</p> <p>○維持管理 現状、小学校の維持管理に必要な業務については、複数校まとめて発注することにより、すでにコスト削減が図られているため、1校のみを委託するメリットは限定的である</p> <p><財源面での課題> 学校整備にあたっては、国からの交付金等を活用して整備を行っており、国からの交付金が不採択となった場合、財政的にPFI事業を継続することが困難になる可能性がある。</p> <p><スケジュール面での課題> 平成29年度に急増PTを立ち上げ、平成30年3月26日の第3回会議の中で、実施検討の方針が示され、今年度に基本設計を実施しているところである。今後の教室不足を考慮すると、2024年度までの開校が必要である。 PPP/PFI方式を採用した場合、実施方針の検討など事前準備に数年かかることから工事等の必要期間から考えて、2024年度開校というスケジュールをさらに遅らせることになる。</p> <p>上記より、PPP/PFI事業の導入を不採用とする。</p>